



目次

告示	ページ
○漁業権の一部変更の免許 (漁業管理課)	
◎告示 (高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置)の一部改正 (漁業管理課)	1
○公共測量の実施の通知 (9件) (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道路課)	3
○道路の供用開始 (2件) ()	3
公告	
○土地改良区の設立の認可 (農業基盤課)	3

告 示

高知県告示第567号の2

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第76条第1項の規定により、令和5年9月1日に免許した漁業権のうち、次の1の表に掲げるものの漁業の種類及び時期の変更を令和6年10月1日に次の2のとおり免許した。

令和6年10月1日 (揭示済)

高知県知事 濱田 省司

1 変更の免許に係る漁業権の免許番号、漁業権の種類及び漁業権者

漁業権の免許番号	漁業権の種類	漁業権者
内共第501号	第五種共同漁業	野根川漁業協同組合
内共第502号	第五種共同漁業	吉良川淡水漁業協同組合
内共第503号	第五種共同漁業	羽根川淡水漁業協同組合
内共第504号	第五種共同漁業	奈半利川淡水漁業協同組合
内共第505号	第五種共同漁業	魚梁瀬淡水漁業協同組合

内共第506号	第五種共同漁業	安田川漁業協同組合
内共第507号	第五種共同漁業	芸陽漁業協同組合
内共第508号	第五種共同漁業	赤野川漁業協同組合
内共第510号	第五種共同漁業	嶺北漁業協同組合
内共第511号	第五種共同漁業	いの町本川漁業協同組合
内共第512号	第五種共同漁業	鏡川漁業協同組合
内共第516号	第五種共同漁業	四万十川漁業協同組合連合会
内共第517号	第五種共同漁業	松田川漁業協同組合

2 変更の免許をした漁業権の漁業の種類及び時期

- 内共第501号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 内共第502号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 内共第503号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 内共第504号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 内共第505号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 内共第506号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 内共第507号
漁業の種類 漁業の時期

- 第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
 - 内共第508号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
 - 内共第510号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
 - 内共第511号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
 - 内共第512号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
 - 内共第516号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から翌年1月31日まで
ゆ漁業
 - 内共第517号
漁業の種類 漁業の時期
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで
ゆ漁業
- 3 変更の免許に係る漁業権の存続期間
令和6年10月1日から令和15年8月31日まで
- 高知県告示第567号の3
令和5年10月高知県告示第656号 (高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。
令和6年10月2日 (揭示済)
高知県知事 濱田 省司
- 3を次のように改める。
3 許可を申請すべき期間
令和6年10月7日から同年11月7日まで
4 中
「(18) 操業区域18」
を
「(18) 操業区域18
点の位置
基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界
基点

基点丙 高知市えびす渚
次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

（19） 操業区域19」
に、「港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）」を「航路」に、「（19） 操業区域19」を「（20） 操業区域20」に改め、

「（20） 操業区域20
点の位置
基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
基点丙 高知市えびす渚
次に掲げる区域

ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

イ 高知市浦戸えびす渚から真方位334度34分の線以东の外海のうち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域」
及び「。ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。」を削る。

高知県告示第622号
高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年9月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年10月15日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

2 作業期間
令和6年9月24日から令和7年3月17日まで

3 作業地域
宿毛市二ノ宮

高知県告示第623号
高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年9月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年10月15日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

2 作業期間
令和6年9月24日から令和7年3月17日まで

3 作業地域
幡多郡三原村宮ノ川

高知県告示第624号

須崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年9月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年10月15日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）

2 作業期間
令和6年10月1日から同年12月26日まで

3 作業地域
須崎市全域

高知県告示第625号
高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年9月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年10月15日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（路線測量、用地測量）

2 作業期間
令和6年10月3日から令和7年3月20日まで

3 作業地域
安芸市赤野甲

高知県告示第626号
高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年9月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年10月15日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（路線測量、用地測量）

2 作業期間
令和6年10月3日から令和7年3月20日まで

3 作業地域
室戸市吉良川町乙

高知県告示第627号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年9月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年10月15日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（座標補正、3・4級基準点測量）
 2 作業期間
 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
 3 作業地域
 土佐国道事務所管内国道55号南国安芸道路（南国市田村から香南市野市町東野まで）

高知県告示第628号

宿毛市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年10月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月27日から同年11月29日まで
- 3 作業地域
宿毛市平田町東平

高知県告示第629号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年10月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（UAVレーザ測量、路線測量、基準点測量、現地測量）
- 2 作業期間
令和6年10月3日から令和7年4月30日まで
- 3 作業地域
安芸郡東洋町

高知県告示第630号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年10月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（路線測量、用地測量）
- 2 作業期間
令和6年10月15日から令和7年3月20日まで
- 3 作業地域
室戸市羽根町甲

高知県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和6年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大河内朝倉停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市朝倉字カン定 丙1084番1から 高知市朝倉字カン定 丙1084番6まで	前	3.7 5.5	15
	後	5.1 7.1	

高知県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和6年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川栲原
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町六丁36番から 高岡郡檮原町六丁25番2ま で	126	令和6年10月15日

高知県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和6年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町米奥字沖代 2104番から 高岡郡四万十町米奥字大上 ゾリ2134番まで	347	令和6年10月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を令和6年10月2日に認可した。

令和6年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 土地改良区の名称
佐川土地改良区
- 2 認可番号
高知県土改第734号
- 3 その他

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。